

## [事案 2024-196] 契約内容確認請求

・令和7年6月25日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、既払込保険料に年3%の利息が付されて積み立てられる契約であることの確認を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成19年3月に契約した定期保険(契約①)および同年6月に契約した定期保険(契約②)について、以下の理由により、既払込保険料に年3%の利息が付されて積み立てられる契約であることの確認を求める。

- (1) 契約①②について、積立部分を受け取っても、死亡保障は別で継続すると理解していた。
- (2) 募集時に募集人から、年利3%の積立であり、60歳到達時には1500万円が貯まるとの説明を受けた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して設計書等を用いて説明を行っており、年利3%の積み立てであるといった説明をしたことも、解約返戻金を受け取っても死亡保障を受けることができるという説明を行ったこともない。
- (2) 申込手続書面、約款、契約締結前交付書面のいずれにも、年利3%の積み立てであるという記載は存在しない。
- (3) 申立人が主張の根拠としている手書きのメモは、募集人が作成したものではない。また、メモの内容に契約①②の内容と一致する点はなく、本件に関係のないものと考えられる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。